

主 文

原判決を破棄する。
被告人を懲役三月に処する。
但し本裁判確定の日から一年間右刑の執行を猶予する。
原審並びに当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人坂本泰良が陳述した控訴趣意は、記録に編綴の同弁護人並びに弁護人衛藤善人、同千場茂勝がそれぞれ提出した各控訴趣意書に記載のとおりであるから、これを引用する。

弁護人らの各控訴趣意中法令の適用の誤り（千場弁護人の第二、衛藤弁護人の二、坂本弁護人の第一点）の論旨について。

（一） 原判決がA駅の一歩ホームにおける本件デモ行進を以つて建造物侵入罪に該当するとしたことは、憲法第二八条、労働組合法第一条第二項、刑法第三五条、同法第一三〇条の解釈適用を誤つたものであるとの点について。

〈要旨第一〉しかし、原判決挙示の証拠、特に原審の検証調書によれば、国鉄A駅は構内西側に西面する駅本屋を中心としてその南側に鉄道公安室、倉庫、鉄郵室等の建物がその北側に貨物室の建物がそれぞれ立ち並び、その東側に西から順次一番乃至三歩ホームがあり、更にその東側に相当数の線路が南北に走つており、一番ホーム北側には二歩、三歩ホームに至る跨線橋が設けられ、右ホームの大部分は屋蓋を有しており、且つ前記駅本屋及び跨線橋と屋蓋により各ホームは連絡されており、その構内は建物の間隙部分に鉄柵又は枕木の柵を以つて周囲から区画され、また各所に木造又は鉄柵の扉があり、右扉がない出入口には門柱に職務執行者以外の者は許可なくして立ち入ることを禁止する旨の立札が立てられていたりして外部との交通を制限している地帯を形成しているもので、本件一番ホームも右駅本屋と一体をなして駅舎を構成するものであることが認められる。

従つて右A駅構内はA駅長の管理看守する建造物であることが明らかであるから、一番ホーム自体が障壁を設けた独立の建造物に該当しないとしても、また一般公衆が列車に乗降する際使用されているとか、正当な用務を帯びた者が出入するところが許されているからといつて刑法第一三〇条の保護法益の存在を否定し得ず、右建造物の一部である一番ホームに不法に侵入する所為は、単に鉄道営業法第三七条に該当するのみでなく、刑法第一三〇条に該当するところであるといふべきである。この点について原判決の判示は一番ホーム自体を独立の建造物と解するがごとき誤解を与えるおそれなしとはいへないが、原判決に右のような不備があるからといつて、これを以つて原判決に所論の違法があるとなすことはできない。

しかして、被告人らの一番ホームへの立入が故なく侵入したものであるといへるか否かについて按ずるに、本件デモ行進が国鉄労働組合B支部A地区組合員の昭和三九年三月度春季闘争要求貫徹総決起大会において賃金増額要求等のための団結誇示のためになされたこと及び国鉄労働組合に団結権及び団体行動権が保障されており、従つて右組合の必要にして正当な団結誇示並びに団体行動については刑事上の免責がなされるべきことは所論のとおりである。そして国鉄労働組合は、当時当局と屢次の団体交渉を重ねて賃金大幅増額等の要求をしており、右B支部においても右交渉を有利ならしめるため、組合上級機関の指令にもとづき春季闘争要求貫徹総決起大会を開催し、管理者側に組合員の団結を誇示するため本件デモ行進をなしたものであり、一応労組員に法律上認められた団体行動権の行使であると認められる。

しかしながら、およそ企業経営者の経営権に基く企業施設の管理権と、企業内の労働組合の団体権乃至団体行動権とは、本来互に対立し、相互に抵抗を受ける関係にあつて必然的により高い次元の法原則によつて調和されねばならないものである。それで労働組合員らにより組合活動として本件のごとくデモ行進をする場合であつても、一方国鉄経営者側においても駅の業務を正常に運営し、乗降客の安全と便益を図ることは施設管理者としての責務であり、これを阻害し支障を与えるものを排除する行為は、管理権の行使であるのであるから、右両者の権利が共に尊重され維持されるためには公共の福祉の原則によつてその双方が調和されねばならないことは多言を要しないところであり、しかも、多数人の集合体の行動はそれが当初は平静なものに見えても何かのほずみで時に昂奮の渦に巻き込まれ、突発的な内外からの刺戟によつて容易に実力によつて法と秩序をふみにじるような事態に発展する危険がないとはいへないことも経験則に照し明らかである。それ故、一般的には組合活動のために施設管理権は或程度の制約を受忍すべきであるとしても、具体的状況においてそれが公共の福祉に反すると認められる場合には、組合活動といえど

も自らその制約に服すべきであると解するのが相当である。ところで本件デモ行進は、諸証拠に徴すると被告人ら判示組合員が前示のように団結権の威力を示す目的で行ったものであり、デモ参加者がA駅に勤務する者であるとするを問わず、正常な用務遂行のために立ち入ったものではないのみか、その時間は列車の発着が頻繁で通勤者が最も多く、乗降客の混み合う繁忙の時間帯の一つであり、その場所は客が最も集中する一番ホームで行われたものである（当時ホームに降客が殆ど見えなかつたというのは偶然に過ぎず、三番線には上り普通列車が間もなく四番線に到着予定の準急列車を待ち合せて停車しており、一番線にもやがて上り普通列車が到着の予定であつた。）から、仮令指揮者があつたとはいへ、約一〇〇名の多数人からなるデモ隊が喚声をあげて行進する限り、経営者の正常な業務遂行、乗降客の安全、利便を図る目的達成に支障を来たすばかりでなく、管理者の阻止行動に直面すれば、昂奮、激昂の末、混乱を生じ、ひいては列車の正常な運転に支障を来たし、駅構内の平穩と共に一般的な法秩序の維持を妨げる事態の発生が虞れがないとは保証し難く、かかる推測は客観的にも合理性を欠くものでないことが認められる。

このような事態の発生は明らかに公共の福祉に反するものであつて、管理者はこれを阻止又は排除する職責がこのような事態の発生は明らかに公共の福祉に反するものであること、とりもなおさず公共の福祉の維持という重大な責務を放棄するに等しい。かくて、本件被告人らの組合活動の権利も当然に一定の限度に止らねばならないことは已むを得ないことといふべきである。

以上説示のとおりであるから、本件デモ行進を以つて必要にして正当な団結の誇示並びに団体行動とは到底なし難く、労働組合法第一条第二項にいう正当な行為とみなすことはできないから、本件デモ行進は管理者の意思に反して故なく侵入したものであることを免れず、これを以つて建造物侵入罪に該当するとした原判決には毫も法令の解釈適用の誤りがあるといふことはできない。

(二)、 原判決が被告人はC助役の公務の執行を妨害したとなしたことは刑法第九十五条第一項の解釈適用を誤つたものであるとの点について。

所論は要するに、A駅長のC助役に対する業務命令は違法であるから、同助役の本件デモ行進の制止行為は公務の執行に該当せず、従つて被告人に公務執行妨害罪成立の余地はないというにある。

しかし、原判決挙示の証拠によれば本件事故当日当時の国鉄A駅長Dは、国鉄労働組合B支部の春季闘争要求貫徹総決起大会が同日午後五時過からA駅付近で開催されるとの情報を入手し、同日午前九時頃勤務中のC助役を含む八、九名の助役を駅長室に呼んで駅構内の警戒、取締のため退社時間後も勤務に就くよう業務命令を発したことが認められる。しかして、原判決は右業務命令は違法ではあるが、C助役の行為は適法な職務執行としての外形を備えており、右違法は同助役に適法に与えられた抽象的職務権限を時間的に拡張する点に附着するに過ぎないから、C助役の本件デモ行進の阻止行為は刑法第九十五条第一項に所謂公務の執行といふべきであると判示したこと所論のとおりである。そして、右証拠によつて認められるC助役の始業及び終業の時刻が定められていて、時間外の就労に対し労働基準法所定の超過勤務手当の支払がなされていたこと、同助役は管理職手当の支給を受けていないこと、国鉄A駅の規模、同駅の職員の数、助役の職務内容並びに数等諸般の事情を考察すると、C助役は公共企業体等労働関係法第四条にもとづき非組合員に指定されておらず、業務関係職員の職制及びサービスの基準により助役の服務は駅長の服務に関する規定による旨及び駅長を補佐し又は代理する旨定められているとはいへ、出退社について厳格な制限を受けない者に該当するとは解することができないので、国鉄当局のこの点に関する見解に拘りなく、労働基準法第四十一条第二号所定の「監督若しくは管理の地位にある者」とは認められないから、同法第三六条の協定が締結されていないならば、駅長といえどもC助役に対して業務命令により時間外勤務に就かせることは同法に違反するものといふべきである。しかして国鉄当局と国鉄労働組合との間に当時前記第三六条の協定が破棄されていたことが明らかな本件においては、D駅長のC助役に対する右業務命令は一見同法に違反するもののごとくにも考えられないでもない。

〈要旨第二〉しかしながら、国鉄当局は列車事故の防止又は公企業たる列車の正常な運転を確保する必要がある場合、た〈要旨第二〉とえば天災、交通事故の発生その他正常な運転に支障を来たすおそれのある異常な事態のため避けることのできない事由によつて、臨時に警戒の必要がある場合には、その必要な限度においてその職

員をして労働基準法所定の勤務時間を超え、又は勤務時間外若しくは休日に勤務をさせるとは許されたるべき筋合のものといわねばならず、労働基準法第三三及日本国労働組合法第三三條第二号の諸規定はかかる場合に於ては労働時間外勤務命令を発し得ることと認めらるるに、前掲証拠によつて明らかなるやうに被告人の所属する国鉄労働組合B支部においては当日午後五時過頃か多数のA地区組合員を集めしめて昭和三九年春季闘争要求貫徹総決起大会を開催し、賃金増額を引続き、多数の参加者らによつて駅構内でのピラ張りなどが行われ、右総決起大会に及ばず、他の組合員が集合することであるから、勢の赴くところ駅構内での示威行動その他穏やかでない行動に発展し、国鉄駅業務の正常な遂行に支障を来たすのみでなく、構内の平穏と秩序を乱し、列車の正常な運転の妨害に等しい不測の事態の発生を見ても知れない危惧があつたことも予想されたので、予めかかる災害の発生に備えてこれを防止し、正常な運転業務の遂行を確保するために警戒取締の態勢を整えておく必要があつたことを認めるに難くない。

かくて、前に説示のよらな災害の発生が予想されて臨時に警戒の必要があるものとして、D駅長はC助役に退社後の警戒勤務を命じたものであることを首肯するに足りるのである。そして証拠上明らかなるC助役の地位並びにその職務内容に徴すると、当時国鉄当局と労働組合との間に前記第三六條の協定が破毀されており、また同労組B支部において、A駅長及び助役に対し右第三六條の協定破毀後の助役の時外勤務は違法であることの申入がなされた事跡があつたとしても、D駅長の右命令は不法なものとは認められない。それで、仮令発令者の右業務命令発令の法的根拠についての主観的見解の如何にかかわらず、右の効力に消長を来たすものでないもので、D駅長からC助役に対する右業務命令にもとづいてなされたC助役の本件デモ行進の阻止行為は適法な公務の執行というのほかはない。しかして、被告人の国鉄労働組合における地位、経歴と国鉄労働組合の闘争方針等に鑑みれば被告人は労働基準法並びに日本国労働組合法の前記諸規定を熟知していた筈であり、仮にこの点に錯誤があつたとしても、法の不知とみるべきであるから、C助役の右公務の執行の適法性になんら影響を及ぼすものではない。それ故、C助役の駅構内警戒取締の任務遂行のため、本件デモ行進を阻止しようとしたのに対し、被告人が同助役の制止にもかかわらず、これを顧慮することなく、デモ隊を率いて前進を続け、後段説示のように同助役に暴行を加えて原判示傷害を与えた行為は公務執行妨害罪の成立を否定すべくもない。そして、原判決は前叙のごとくD駅長の右業務命令を違法と

なした点において法令の解釈に誤りがあるものというべきであるが、原判決も結局はC助役の本件デモ行進の阻止行為を適法な公務の執行となすものであるから、右の過誤はいまだ判決に影響を及ぼすこと明らかなるものとなすに足りない。されば、原判決が公務執行妨害罪の成立を肯定したことには何ら法令の解釈適用の誤りがあるということとはできない。

上來說示のとおり原判決が被告人に対して住居侵入、並びに公務執行妨害及び傷害の罪を以て問疑したことは洵に相当であり、原判決には所論のような違法があるというは当らない。論旨はいずれも理由がない。

弁護人らの各控訴趣意中事実誤認乃至審理不尽（干場弁護人の第一、坂本弁護人の第二点、衛藤弁護人の一）の論旨について。

しかし、原判決挙示の証拠によれば、原判示事實は優にこれを認めることができる。すなわち、右諸証拠、特に原審の証人Cに対する尋問調書と原審証人E、同F、同Dの各供述を総合すれば、被告人が国鉄労働組合B支部執行委員長として、昭和三九年二月二七日午後五時過頃から八代市国鉄A保線区前広場において行われた同支部A地区組合員の春季闘争要求貫徹総決起大会を指導していたこと、そして被告人は同日午後五時四〇分頃右大会に参加していた組合員約一〇〇名を三列縦隊のデモ隊に編成し、自らその先頭に位置して同隊を誘導し、隊員の一人に命じてA駅貨物室横出入口の扉の止め金を外して扉を開かしめたうえ、同所からワッショイ、ワッショイと喚声をあげながら行進する右デモ隊員とともに、同駅々長Dの管理看守する建造物の一部である同駅一番ホームに侵入し、同ホームに一〇米位進んで進路を下り方向に転ずべく線路寄りのホーム端附近で右折にかかる直前に先ずE助役がかけ寄つて来て「止めよ」と制止したが、デモ行進は続けられ（Eは間一髪デモ隊先頭部との衝突を免れた）、デモ隊が駅舎北側精算室の東方にさしかかつた際、E助役同様駅構内の警戒取締に従事していた同駅助役C（当時四三年）がEの制止を肯んぜず直進して来る右デモ隊先頭部との衝突を一旦避けようとして移動し

しかし、職権によつて考察するに、本件記録及び原裁判所において取り調べた証拠並びに当審における事実取調の結果に現われた諸般の情状、特に本件事故については被告人の責任も軽からざるものがあるとはいえ、被告人がデモ隊の先頭に立つて行進中、突然被告人の前面に走り出てデモ隊の進行を制止しようとしたC助役の行動自体にも、その職務に忠実の余りとはいえ、いささか注意力に欠けるものがあったとの誇りを免れない点が窺われ、被告人は、同助役が線路上に転落して原判示のような傷害を負うことを予測せずして前示のように同助役を押し払つたものであるり、その結果多分に偶発的な諸条件によつて予期しなかつた重大な結果を招来するに至つたものと認められる等の諸事情に鑑みると、原判決の被告人に対する科刑はいささか重きに過ぎ量刑が不当であると認められるので、原判決は破棄を免れない。

そこで刑事訴訟法第三九七条第一項に則り原判決を破棄したうえ同法第四〇〇条但書に従い更に自ら判決をすることとする。

原判決が確定した事実を適用すると、被告人の原判示所為中建造物侵入の点は刑法第一三〇条前段、罰金等臨時措置法第三条に、公務執行妨害の点は刑法第九五条第一項に、傷害の点は同法第二〇四条、罰金等臨時措置法第三条に各該当するところ、公務執行妨害罪と傷害罪とは一個の行為で数個の罪名に触れる場合であり、建造物侵入罪と傷害罪との間には手段、結果の関係があるから刑法第五四条第一項前、後段、第一〇条により結局一罪として重い傷害罪につき定めた懲役刑に従つて処断すべく、その所定期限範囲内で被告人を懲役三月に処し、なお情状により同法第二五条第一項を適用して本裁判確定の日から一年間右刑の執行を猶予することとし、原審並びに当審における訴訟費用は刑事訴訟法第一八一条第一項本文に従い被告人をして負担させることとする。

よつて主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 岡林次郎 裁判官 安東勝 裁判官 山木茂)